

神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業実施要綱

昭和63年7月27日
民生局長決定
令和5年11月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、市が高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術（以下「施術」という。）に要する施術料の一部を助成する「神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業（以下「事業」という。）」により、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とし、当該事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び施術者)

第2条 この事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神戸市内に住所を有する満70歳以上の者
 - (2) 神戸市国民健康保険が実施する事業において、「はり・きゅう・マッサージ施術料助成割引券（以下「割引券」という。）」の送付対象となった者
- 2 この事業にかかることのできる施術者（以下「施術者」という。）は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定により免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師であり、この要綱の目的に同意し、神戸市はり・きゅう・マッサージ施術料助成割引券取扱施術者登録により、施術者番号を付与された者とする。

(助成の内容及び方法)

第3条 この事業の対象となるのは、健康保険の療養費の支給の対象とならない施術とする。

- 2 市は、対象者が施術を受けたとき、1人3,000円を限度に、1,000円単位で施術者に対して助成する。

(利用期間)

第4条 利用の期間は、「4月1日から翌年の3月31日まで」とする。

(割引券の申請及び資格の認定)

第5条 この事業を利用しようとする者は、担当課を通じ市長に対して申請を行い、資格の認定を受ける必要がある。ただし、第2条第1項第2号に規定する者は、資格の認定を受けた者とみなす。

- 2 担当課は、この事業を利用しようとする者から申請を受けたときは、速やかに資格を有しているかの確認を行うものとする。またその際の資格確認は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市に記録され、又は登録されている情報を用いて行うこととする。
- 3 第2項により確認した結果、対象者となり得ない場合は、市長は、担当課を通じ申請者に対してその旨を通知するものとする。

(申請期間)

第6条 前条の申請期間は、「3月1日から翌年の2月末日」までとする。ただし、第2条第1項第2号に規定する者はこの限りではない。

(割引券の交付及び使用)

第7条 市長は、担当課を通じ第5条の規定に基づき資格の認定を受けた者（以下「資格者」という。）に割引券を交付するものとする。

- 2 資格者は、施術を受けたときは、前項に規定する割引券を当該施術者に提出し、施術に要する費用から第3条に定める助成額を控除した額を当該施術者に支払うものとする。

- 3 第1項に規定する割引券は、郵送により交付する。
- 4 第1項に規定する割引券は、再交付しない。
- 5 第1項に規定する資格者については、以後申請がない場合でも毎年3月1日時点における資格確認を職権で行い、対象者と確認できる場合は、資格者とみなし、継続的に割引券を郵送により交付する。ただし、長期にわたり割引券の使用を行わない者についてはこの限りではない。
- 6 資格者が割引券を使用するときは、割引券に施術を受ける日を記入して、施術者に提出するものとする。
- 7 施術者は、資格者から割引券を受領して施術を行うときは、割引券記載の氏名と資格者が同一であることを確認し、施術する必要がある。

(施術者登録及び登録内容変更届)

- 第8条 第2条第2項に規定する施術者は、「神戸市はり・きゅう・マッサージ施術割引券取扱施術者登録（新規・削除）申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）に、新規登録の場合は各施術免許番号の写しを添付し、神戸市福祉鍼灸マッサージ師協議会（以下「協議会」という。）へ提出する。協議会において免許等の確認を受けたのち、担当課を通じ市長に対して登録の申請を行い、施術者番号を付与されなければならない。
- 2 施術者の登録内容に変更が生じた場合は、「神戸市はり・きゅう・マッサージ施術割引券取扱施術者登録内容変更届（様式第2号）」により、協議会を通じ届出をしなければならない。
 - 3 施術者は次の各号のいずれかに該当するときは、申請書（様式第1号）により登録削除の申請を行わなければならない。
 - (1) この要綱の目的に同意しないとき。
 - (2) 割引券の取り扱いを廃止したとき。
 - (3) 廃業したとき。

(取扱機関)

- 第9条 この事業の取扱機関は、第2条第2項に規定する施術者が従事する施術所とする。
- 2 取扱機関は、この事業の取扱機関であることを証するため、市が交付した「神戸市福祉はり・きゅう・マッサージ施術割引券取扱所」のプレート（以下「プレート」という。）を施術所に掲示する必要がある。
 - 3 取扱機関は、第8条第3項の規定により、該当施術者が登録削除の申請を行った場合、または第2条第2項に規定する施術者が従事しなくなった場合は、速やかにプレートを外す必要がある。
 - 4 プレートは、貸与し、または譲渡してはならない。

(助成金の申請)

- 第10条 施術者は、申請月である6月・9月・11月・3月・4月の10日までに協議会を経由して、割引券を添付のうえ、担当課を通じ市長に対して助成金の申請を行うこととする。ただし、協議会に提出できない場合は、施術者は申請月の10日までに、直接担当課を通じ市長に対して助成金の申請を行うことができる
- 2 当該年度にかかる助成金の申請は、翌年度の4月10日までとする。

(助成金の支払い)

- 第11条 市長は、助成金の申請があったときは、その内容を審査し請求を受けた月の末日までに支払うものとする。

(助成金の返還)

- 第12条 市長は、偽りその他不正の行為により、この要綱による助成を受けた者若しくはこの要綱による事業を利用した者に対し、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(対象者に関する経過措置)

第2条 平成11年度の対象者は、5月31日現在神戸市に住所を有し、7月31日現在満70歳以上のものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(申請期間に関する経過措置)

第2条 平成12年度の申請期間は、4月1日から6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。なお、施行日前においても、事業を実施するにあたり必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。